

公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集（概要版）

(1) 背景

平成 23 年 5 月、国土交通省において、「木造計画・設計基準」が制定されたが、この基準は事務用途の建築物に関する事項についての記載となっている。

しかし、地方公共団体では、事務用途以外の建築物も多数整備しており、これらの建築物について必要な技術的事項を整理することはとても重要であることから、平成 23 年 5 月、「全国営繕主管課長会議」において、**事務用途以外の公共建築物を主な対象**として木材利用のためのガイドライン等を作成することが付託事項として採択され、公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等検討会を設置した。

このたび、全国営繕主管課長会議の構成員の協力を得て、地方公共団体及び国土交通省大臣官房官庁営繕部において木材の利用に取り組んだ事例を収集・整理し、事例集として取りまとめた。

(2) 事例集の概要

対象 地方公共団体及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の木材の利用に関する取組を対象

- ・ 木造又は一部木造として整備した建築物及び内装等の木質化の取組
- ・ 木材利用の促進を目的とした研修や施策等の取組

構成 課題Ⅰ．関係者の理解の構築

木材を利用した建築物の良さをどのように関係者に説明し理解を得たか、その取組等を紹介

課題Ⅱ．発注上の課題

設計者選定や木材需要情報の事前公開等の発注段階等における取組を紹介

課題Ⅲ．維持管理上の課題

維持管理を考慮した設計手法や保全計画作成の取組、具体的な維持管理手法等を紹介

課題Ⅳ．その他の課題

特殊な工法や材料、景観に配慮した建築物の事例など、課題Ⅰ～Ⅲ以外の取組を紹介

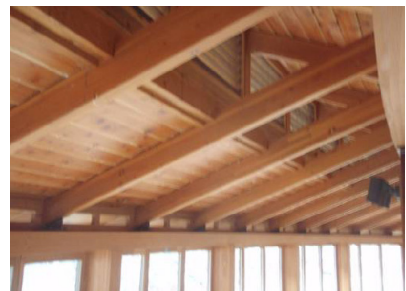
掲載例



【製材所での研修の実施】
(静岡県)



【公募型プロポによる設計者選定】
(富山県女性相談センター)



【温泉施設の維持管理】
(塩原温泉湯っ歩の里)

(参考)

○公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドライン等検討会 委員

東京都（委員長）、静岡市（副委員長）、北海道、神奈川県、石川県、愛知県、兵庫県、山口県、徳島県、熊本県、宮崎県、さいたま市、相模原市、国土交通省

○今後のスケジュール

今後、全国営繕主管課長会議の構成員等に対しての調査を引き続き行い、平成 24 年度に公共建築物を対象とした木材利用のためのガイドラインとして取りまとめ、平成 25 年度の全国営繕主管課長会議で承認後、公表する予定としている。